

農家包括特約付 個人賠償責任共済 のご案内

「日常生活や農作業中には
思いがけない危険が潜んでいます。」



農家包括特約付個人賠償責任共済にご加入いただくと、日常生活や農作業中の思いがけない賠償事故に対応しています。



個人賠償責任共済

あなたやあなたのご家族、またはあなたのご自宅、ペットが原因で他人に損害を与え、損害賠償を請求された。



例えば…

- 自転車に乗っていて人に衝突してケガをさせた。
- 子供が他人の家の窓ガラスを割ってしまった。
- 買い物中に誤って高価な商品をこわしてしまった。
- 飼い犬が他人に噛み付いてケガをさせてしまった。
- 家の塀が老朽化し崩れて通行人や隣人がケガをしてしまった。
- 2階のベランダから植木鉢が落ちて他人の自転車を破損させた。

農家包括特約付

あなたが管理する農業施設※、または、あなたやご家族が農作業中の原因により、他人に損害を与えたり、他人の財物に損害を与える、損害賠償を請求された。

例えば…

- 老朽化により農業倉庫の屋根瓦が落ち他人を負傷させた。
- 牛舎から逃走した牛が、隣家の垣根を壊した。
- 市場に出荷するために荷下ろし中に、荷が崩れて他人を負傷させた。
- 近所の人の手伝いにより、自分の畑を耕作中に、その人を農耕作業用小型特種自動車で負傷させた。

ご提案

JAから皆様に、お手頃な共済掛金で大きな保障をお届けします。

共済掛金は **2年間 5,890円!**



法律上の損害賠償責任を負った場合、最大5,000万円迄の賠償金を支払います。(免責1,000円)

【被共済者の範囲】

※記名被共済者本人、配偶者、同居の家族、生計を共にする別居の未婚のお子様まで対象となります。

※農業施設とは次の施設をいいます。

- ①住宅と同一敷地内に所在する農業用の動産および不動産
- ②記名被共済者が所有し、または管理する農用地
- ③上記②に所在する農業用の動産および不動産

この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書(契約概要)」をご覧ください。また、ご契約の際には、「重要事項説明書(注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

[21013073002]

お問い合わせは… 金融部共済課

TEL: 0146-42-1053 (共済課直通)